

岩手県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
社団法人法成会平和台病院	紫波郡紫波町犬渕字南谷地108番地3	紫波郡紫波町犬渕字南谷地110番地5	平成21年10月10日